# 高松市高齢者居場所等と民間事業者との連携事業登録事業者募集要領

# 1 目的

高松市が決定した高齢者の居場所、通所型サービスB、認知症カフェ及び一定の要件を満たすふれあい・いきいきサロンにおいて、高齢者の心身機能や生活の質の維持・向上を目的として、居場所等へ出向き、健康増進や介護予防等のメニューを実施することができる事業者を募集します。

## 2 対象事業者

次の要件を全て満たすことができる事業者とします。

- (1) 講座の内容は健康増進又は介護予防等、本事業の目的に沿い、高齢者に関するものとすること。
- (2) 講座は1回の派遣につき、1時間程度実施すること。
- (3) 居場所等と連絡をとり、派遣日の日程調整を行うこと。
- (4)派遣後、翌月10日までに報告書を提出すること。

# 3 委託業務概要

- (1) 市が決定した居場所等と連絡を取り日程を調整
- (2) 各居場所等へ訪問し健康増進や介護予防等のメニューを1時間程度実施
- (3) 市へ報告(実施月の翌月10日まで)
- (4) その他必要な連絡調整

#### 4 委託料

1回当たりの単価は、30,800円以内とし、事業者と協議し決定します。 なお、単価には居場所等までの交通費や、講座にかかる経費、消費税及び地方消費税を含む 額とします。

### 5 実施期間(予定)

令和7年7月1日(火)から令和8年2月28日(土)まで

#### 6 登録申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月17日(月)まで 各日ともに午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土・日・祝日は除く)

(2) 提出書類(※提出された書類は返却しません。)

ア 様式第1号 高松市高齢者居場所等と民間事業者との連携事業事業者登録申請書 イ 様式第2号 業務確認書

ウ 様式第3号 派遣可能エリア

(3) 提出書類等の交付方法

高松市公式ホームページ「もっと高松」内の長寿福祉課ホームページからダウンロード してください。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

長寿福祉課へ持参又は郵送(簡易書留で期限内必着)

(6) 提出先

 $\mp 760 - 8571$ 

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所

長寿福祉課 介護予防係(高松市役所2階22番窓口)

電 話 (087) 839-2346

FAX (087) 839-2352

メール chouju@city.takamatsu.lg.jp

## 7 募集に関する質問

(1) 受付期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月10日(月)まで

(2) 受付方法

「質問票」様式を使用し、長寿福祉課へ電子メール又はFAXで提出してください。

- ※ FAXの場合は、受信確認のため市の開庁時間中(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)に長寿福祉課へ電話連絡をしてください。
- ※ 原則として、電話等による質問には応じません。
- (3) 回答方法

令和7年3月12日(水)午後5時15分までに、長寿福祉課ホームページに掲載します。

#### 8 ヒアリングの実施

必要に応じ、業務確認書に基づいてヒアリングを実施します。

### 9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3)業務確認書(様式第2号)の講座内容が本事業の目的に合致しない場合
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合
- (5) 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合

# 10 登録事業者募集の中止等

緊急やむを得ない理由等により、登録事業者募集を実施することができないと認めるときは、登録事業者募集の実施を中止又は取り消すことがあります。この場合において、損害を受けることがあっても、本市はその責めを負いません。

#### 11 登録事業者の選定

申請者から提出された登録申請書(様式第1号)、業務確認書(様式第2号)及び派遣可能 エリア(様式第3号)の内容を別表1「評価基準」に基づき、書面により審査、採点し、合 計点数が満点(150点)の6割(90点)以上の事業者を登録事業者に選定します。選定 後、選定結果を参加事業者に通知します。

# 12 不当要求行為の排除対策

市では、受託者(市との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該 不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書にお いて受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等(物品の買入れ、借入れ及 び製造、役務の提供その他の行為をいいます。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めてい ます。詳しくは、契約監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\_kanri/reikiyoukou/index.html) を御参照ください。

## 13 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

## 14 その他留意事項

- (1) 登録事業者募集に参加する一切の費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の著作権は申請事業者に帰属しますが、高松市が募集の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4)提出書類等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (5) 本事業は、令和7年度の委託契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和7年度当初予算の成立が前提(停止条件)となります。

# 15 周知事項

(1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます(同制度における通報方法:電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)⇒メールアドレス: naibu. tuho. shinsakai@nifty. com 書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に 関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約 監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html) に掲載しています。

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\_kanri/shimeiteishi/index.html) を御参照ください。

別表1 評価基準

| 審査項目   | 配点  | 審查事項  |
|--------|-----|---|
| 1 実施内容 | 40点 | <ul> <li>(1) 提案内容は、本事業の目的や仕様を適切に理解し、介護予防や健康増進に資する実効性のあるものとなっているか。</li> <li>(2) 提案内容は具体的で、実現可能なものとなっているか。</li> <li>(3) 高齢者が興味関心を持ち、参加意欲に繋がる内容であるか。</li> <li>(4) 本事業に有効と思われる企画力、専門性、独創性を生かした内容であるか。</li> <li>(5) 派遣可能エリアは十分であるか。</li> </ul> |
| 2提案価格  | 10点 | (1) 提案内容に対し提案価格は適正か。  |
| 合 計    | 50点 |   |

- ・選定員3人が評価基準に沿って選定を行い、1人当たり50点満点で採点します。
- ・選定員3人の評価点数を合計し、合計点数が90点以上の事業者を登録事業者に選定します。